

「触法・被疑者」となった 高齢・障害者への支援に向けての提言

厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」

研究代表者 田 島 良 昭

一. 警察段階、検察段階、裁判段階における、障害者・高齢者の「被疑者・被告人」に対して 取り調べにおける「供述能力」、裁判における「訴訟能力」への支援体制の整備

「障害者権利条約」第13条1項では、障害者が捜査段階及びその他の予備段階も含めたすべての法的手続きにおいて、他の市民と同じ様に司法に効果的にアクセスできるために、障害及び年齢に適した配慮を行う事を求めている。しかし現在は罪に問われた「被疑者・被告人」のみならず被害者や証人を含めた支援体制が整備されておらず、本人の「不利益」を招いている。こうした状況を踏まえ、司法への効果的なアクセスのために以下の通り支援体制を整備することを要望する。

1. 被疑者の人権を保障し、自白強要又は虚偽の自白等による冤罪を防止する観点から取り調べ段階での全面可視化（録音・録画）が望まれる

2. 障害者・高齢者の取り調べには、その特性を理解し取り調べにあたる警察官・検察官との通訳的役割を果たす「立会人（補佐人）」を同席させる

「読む」「書く」「自分の考えを伝える」というコミュニケーションに障害を抱える知的障害者等にとって、警察や検察での取り調べは海外旅行でその国の言葉が通じない状況に似ている。自分の主張を捜査官、検察官に適切に伝えることが出来ず、また迎合しやすく誘導されやすいため「冤罪」を生みやすくなっていることや、刑事手続上必要な「黙秘権」「弁護人選任」等の諸権利が正しく伝達されていないことが考えられる。取り調べに立ち会い、人権を擁護すると共に、取り調べを行う警察官・検察官との通訳的役割を果たす「立会人」が必要である。

3. 障害者・高齢者の国選弁護を担当した場合の弁護報酬に特別な加算制度を設ける

現行制度下で、弁護士が国選刑事事件を受任した場合、拘留所等への数回の面接と公判への出席以上の弁護活動をする、国から支払われる費用では賄えないケースが多い。障害者・高齢者の国選弁護人として、更生に資する弁護を展開しようとした場合には、対象者の十分な理解のために面会そのものの回数が増加するだけでなく、釈放後の支援体制のための福祉との調整をしたり、「更生支援計画書」を作成して裁判所に提出するなどかなりの時間的・経済的負担が発生する。それが、特別な弁護活動をすることの足かせともなっている。

この負担を軽減し、適切な弁護活動に見合った報酬を確保するためにも、触法障害者・高齢者の国選弁護を担当した者に対しては、その活動内容に応じた特別な報酬加算制度が必要である。また、加算制度を設けることで、触法障害者・高齢者の実情を理解した弁護活動が活発となり、検察官や裁判官に対して、触法障害者・高齢者の問題に対する理解を促すことにもつながることが期待される。

4. 捜査機関（警察官、検察官）や、弁護士、裁判官といった司法関係者へ、障害者の特性や理解等のための研修・教育の充実

上記の施策にあたっては、対象者が「障害者」であることに警察・法曹関係者が気付いていることが前提となる。また後述する「改善更生」を重視した刑事政策を実施するには、処分を行う検察官や裁判

官が障害者の特性を理解していなければならない。司法修習で障害者の特性に関する講義を設ける等、警察・法曹関係者への研修・教育を充実していただきたい。

5. 検察庁や裁判所等の刑事司法機関にソーシャルワーカー等の福祉専門職を配置する

検察庁や裁判所に触法障害者・高齢者の支援に精通した福祉専門職を配置し、検察官や裁判官の処分決定を支援することが求められる。具体的には、起訴前の取り調べや公判にあたって、高齢者や障害が疑われる者がいた場合には、検察庁や裁判所に配置された社会福祉士を同席させるなどして、その意見を求めることである。制度設計にあたってはイタリアのソーシャルサービス「社会内（施設外）処遇（刑執行）事務所（UEPE）」が参考になる。

二. 被告人の「改善更生」や「再犯防止」を重視した量刑・刑事政策への転換

日本において量刑の目的は刑事責任に応じて刑を科す「応報」であり、その量刑も過去の類似事件における先例（量刑相場）を重視し自動的に決定される「応報量刑主義」がとられている。

障害者・高齢者が罪を犯す背景には、犯罪の背景（環境的、社会・経済的要因）、障害者・高齢者の特性（認知のゆがみ等）等の様々な要因が影響している。また隔離・拘禁を主とする従来の矯正処遇では、知的・発達障害者には反省を促し、順法精神を身につけさせることが難しいとされているが、こうした者に対する刑事政策がない。

こうした「罪」とそれに対する「刑罰」に重きをおく日本の刑事司法の仕組みが、犯罪要因を取り除かないまま社会に放り出すことになり、結果として犯罪を繰り返す「累犯障害者」や高齢者犯罪の増加につながっていると考えられる。

刑罰重視の「応報主義」から、被告人の「改善更生」や「再犯防止」を重視した量刑・刑事政策への転換のために以下の施策を提言する。

1. 犯罪に至る背景や更生支援の可能性等を調査する「判決前調査制度」を導入する

「改善更生」を重視した刑事政策においては、犯罪に至るまでの背景や成育歴及び本人の障害特性や更生支援の可能性等について、処分を決定する検察官や量刑判断を行う裁判官が正確に把握していることが必要になる。

「判決前調査制度」とは、「有罪判決を受けた者に関する個人的、社会事業や犯行状況、および量刑に関するさまざまな選択肢の適切さについての情報や助言、支援を与えることによって量刑判断を補助する」ものである。少年審判において家庭裁判所の調査官が行っている社会調査に近いものである。

「判決前調査制度」を導入し、社会内での専門的更生支援の必要性、妥当性を量刑判断材料として活かしていくことが求められる。

触法障害者・高齢者の支援に応用する場合は、心理学や社会学だけでなく、社会福祉的な観点から犯罪の背景要因や更生可能性、そして更生のために必要な支援策（更生支援計画）をまとめて検察官や裁判官に提出することで微罪処分、不起訴処分（起訴猶予処分）、執行猶予処分というダイバージョンのために活用することが可能になる。

2. 対象者を相当の期間、裁判所の観察に付し、その経過を見た上で最終的な判決を下す、少年審判における「試験観察」の様な中間的処分の導入・活用を行う

三. 障害者・高齢者を対象にした「司法」と「福祉」が連携した刑事政策の必要性

罪を犯した障害者・高齢者の円滑な社会復帰のためには、刑事手続の早い段階で司法手続を回避（ダイバージョン）することが望ましい。それには「司法」のみではなく、更生に向け人生そのものをサポートする「福祉」と連携した、以下の様な新たな仕組みで支えることが相応しい。

1. 刑事手続の早い段階で司法手続きを回避（ダイバージョン）する、障害者・高齢者を対象にした「第三の刑事政策」が求められる
2. 矯正施設ではなく、障害特性に合わせ福祉の視点から専門的な更生支援を行う「社会内訓練事業所（仮称）」を設置する
 - (1) 「社会内訓練事業所（仮称）」は法務省と厚生労働省が連携した事業として運営されることが望ましい
 - (2) 設置にあたっては同事業所の利用を社会内処遇として位置づけるような法的整備を行う
 - (3) ①人権擁護の観点、②効果的な更生支援のために、同事業のプログラムを判定・検証するオンブズマン的役割を持つ機関が必要になる

懲罰処分、起訴猶予処分、執行猶予処分等によって司法手続きを回避した場合にも、犯罪要因を除去するための何らかの支援が必要になる。

「社会内訓練事業所（仮称）」は、こうした「被疑者・被告人」の段階で刑事手続きを回避（ダイバージョン）された者を対象に、有期限で矯正施設に代わり福祉的な視点から、障害特性に合わせた更生支援を行う機関である。

同事業所が設置されることで、前述の障害者における「試験観察」や、刑の一部執行猶予制度を障害者に適応した際の社会内処遇の場として適用することも可能になる。

本研究事業で実施した「保護観察付執行猶予」の判決を受けた上で福祉事業所を利用する方法は、福祉事業所の利用を前提した判決が出た場合であっても、その利用は本人の意思に基づくものであり拘束力はない。また、単純執行猶予が認められる事案において、「保護観察付執行猶予」を求めることを本人の不利益とみなす弁護士側の主張もある。以上のことから、「社会内訓練事業所（仮称）」の設置にあたっては、同事業所の利用を社会内処遇の一つとみなす刑事処分の改正が必要となる。

「社会内訓練事業所（仮称）」は、①常に定員を空けておく必要がある、②専門職員の配置が求められる、③面会・公判・支援会議へ頻繁に出向く必要性という、現行の障害者自立支援法で運営される福祉事業とは大きく異なる性質を持つ。また、前述の刑事処分の一環として位置づけた場合、刑の執行機関としての役割を持つことになる。従って、「社会内訓練事業所（仮称）」については、運営においても法務省と厚生労働省が連携した事業として運営されることが望ましい。

3. 矯正施設出所者が中心となっている地域生活定着支援センターの業務内容を拡大する

前述の施策においては「判決前調査制度」における情報収集や、「社会内訓練事業所（仮称）」の利用終了後の受け皿の確保・調整が必要になる。矯正施設を出所した者への支援に留まっている地域生活定着支援センターの業務を拡大し、「被疑者・被告人」段階への支援を実施することが望まれる。

4. 「被疑者・被告人」の受け皿として更生保護施設の積極的活用

「不起訴」あるいは「起訴猶予」となった者については、一時的なものであってもその身柄を引き受け、または更生支援を実施する機関が必要になる。その役割としては「社会内訓練事業所（仮称）」と共に、「更生保護施設」が担うことが期待される。更生保護施設に関しては、執行猶予になった者は、更生緊急保護をかけることで、現行制度での利用は可能になる。役割拡大が望まれる。

以上